

資料編

1 府中市福祉計画検討協議会

(1) 委員名簿 (50音順)

	氏名	団体名等
	石見 龍也	地域生活支援センターあけぼの所長 (障害者計画推進協議会副会長)
◎	板山 賢治	社会福祉法人浴風会理事長
	伊藤 敏春	府中市民生委員児童委員協議会代表会長
	海野 慎一	公募市民
	大津 貞夫	社会福祉法人府中市社会福祉協議会会長
	川和 勝	府中市自治会連合会副会長
	菊地 満里子	公募市民
	北川 勉	むさし府中商工会議所副会頭
	鈴木 眞理子	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会副会長)
	佐藤 久夫	日本社会事業大学社会福祉学部教授 (障害者計画推進協議会会長、平成19年8月～)
	副田 あけみ	首都大学東京都市教養学部教授 (次世代育成支援行動計画推進協議会会長)
	鷹野 吉章	特定非営利法人日本地域福祉研究所理事・研究員・事務局次長 (福祉のまちづくり推進審議会副会長)
	田口 俊夫	社団法人府中市医師会会長
	東 英彦	東京都多摩府中保健所企画調整課長
	平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会会長 (次世代育成支援行動計画推進協議会副会長)
	藤原 慶一	府中市老人クラブ連合会副会長
	逸見 小百合	府中市肢体不自由児者父母の会副会長
	丸山 一郎	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授 (障害者計画推進協議会会長、～平成19年8月)
	村越 ひろみ	府中市立小中学校PTA連合会会長
○	和気 康太	明治学院大学社会学部助教授 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会会長)
	和田 光一	創価大学文学部教授 (福祉のまちづくり推進審議会会長)

◎会長、○副会長
(役職は就任時)

(2) 検討経過

【平成 19 年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 平成 19 年 7月 12日(木) 午前 10時～12 時 府中市役所 北庁舎 3階 第1会議室	1 委員依頼 2 市長挨拶 3 委員・事務局自己紹介 4 正副会長選出 5 正副会長あいさつ 6 検討協議依頼書伝達 7 検討協議事項 (1)福祉計画について ① 概要 ② スケジュール ③ アンケート調査について (2)議事録について (3)次回の日程について	1 府中市福祉計画検討協議会委員名簿 2 府中市福祉計画検討協議会設置要綱 3 府中市附属機関等の会議の公開に関する規則 4 第5次府中市総合計画後期基本計画の素案(抜粋) 5 府中市福祉計画 6 府中市福祉計画の前提と概要 7 府中市福祉計画改訂スケジュール(案) 8 府中市福祉計画の改訂のための調査実施計画
第2回 平成 19 年 9月 13日(木) 午前 9時 30分 ～11時 30分 府中市役所 北庁舎 3階 第1会議室	1 開会 2 検討協議事項 (1)第1回福祉計画検討協議会会議録について (2)福祉計画改訂にかかる調査について (3)福祉計画の理念等について 3 その他	1 第1回府中市福祉計画検討協議会会議録(案) 2 府中市福祉計画改定に係る調査計画(案) 3 審議会・協議会で出された主なご意見 4 府中市福祉計画理念・視点について 5 過去に実施した調査の回収数と回収率について
第3回 平成 19 年 12月 6日(木) 午後 2時～4時 府中市役所 北庁舎 3階 第6会議室	1 福祉計画検討協議会新任委員について 2 検討協議事項 (1)第2回福祉計画検討協議会会議録について (2)福祉計画の基本理念・視点について (3)福祉計画調査概要について 3 その他	1 府中市福祉計画検討協議会委員名簿 2 第2回府中市福祉計画検討協議会会議録(案) 3 審議会・協議会で出された主なご意見 4 府中市福祉計画理念・視点について 5 府中市福祉計画調査概要 6 第5次府中市総合計画後期基本計画(概要)

【平成 20 年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 平成 20 年 4月 15日(火) 午前 10時～12 時 府中市役所 北庁舎 3階 第3会議室	1 開会 2 検討協議事項 (1)第3回福祉計画検討協議会会議録について (2)福祉計画改訂スケジュールについて (3)福祉計画調査からみえた課題について 3 その他	1 第3回府中市福祉計画検討協議会会議録 2 府中市福祉計画改訂スケジュール(案) 3 府中市福祉計画の体系(案) 4 府中市福祉計画調査からみえた課題 5 府中市福祉計画調査報告書

開催日時	検討内容	資料
第2回 平成20年 7月29日(火) 午後2時～4時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1 開会 2 検討協議事項 (1)第1回福祉計画検討協議会会議録 について (2)福祉計画の素案の検討について 3 その他	1 第1回府中市福祉計画検討協議会 会議録 2 府中市福祉計画の考え方と施策の 方向について
第3回 平成20年 11月14日 (金) 午前10時～ 11時30分 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1 開会 2 検討協議事項 (1)第2回福祉計画検討協議会会議録 について (2)福祉計画改訂スケジュールにつ いて (3)福祉計画案に対するパブリック・ コメント手続きの実施結果につ いて (4)福祉計画のパブリック・コメント 以降の意見のまとめの方向につ いて 3 その他	1 第2回府中市福祉計画検討協議会 会議録 2 府中市福祉計画改訂スケジュール (平成19年度～平成20年度) 3 府中市福祉計画案に対するパブリ ック・コメント手続き実施結果につ いて 4 府中市福祉計画のパブリック・コメ ント以降の意見のまとめの方向
第4回 平成20年 12月25日 (木) 午前10時～ 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1 開会 2 検討協議事項 (1)第3回福祉計画検討協議会会議録 について (2)福祉計画の提言案について 3 その他	1 第3回府中市福祉計画検討協議会 会議録 2 府中市福祉計画提言案

2 アンケート調査の概要

(1) 地域福祉分野

①地域福祉調査

調査目的	市が今後策定する地域福祉計画などに役立てるため、市民の地域福祉に関する意見、要望を把握することを目的とする。
調査対象	府中市内に居住する20歳以上の市民 3,000人 平成19年9月30日現在で住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：3,000 有効回収率：1,638（54.6%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 地域活動・ボランティア活動 3. 相談・情報 4. まちと心のバリアフリー 5. 満足度 6. 福祉に対する考え方 7. 施策の方向

(2) 高齢者福祉分野

①高齢者一般調査

調査目的	市内に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者の意識と生活実態を把握し、サービスの潜在需要や介護予防の具体化に向けた方策を検討するための基礎資料とする。
調査対象	市内に居住する第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く）3,000人 平成19年9月30日現在で住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：3,000 有効回収数（率）：2,468（82.3%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 健康状態・介護予防 3. 地域生活・日ごろの活動 4. 保健福祉サービス 5. 介護保険 6. 権利擁護 7. 市への要望

②介護保険居宅サービス利用者調査

調査目的	介護保険の居宅サービスの利用者に対して、サービスの利用状況と利用意向を探り、サービス水準の目標設定やサービスと保険料の妥当性などに関する検討を行うための基礎資料とする。
調査対象	介護保険居宅サービスを利用する第1号被保険者 1,800人 平成19年9月30日現在で居宅サービスを受けている方から無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：1,800 有効回収数（率）：1,392（77.3%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 医療の状況 3. 介護保険 4. 利用者本位のサービスのあり方 5. 介護保険サービスの満足度 6. 高齢者の権利擁護 7. 保健福祉サービス 8. 市への要望 9. 介護者の状況・意向

③介護保険施設サービス利用者調査

調査目的	介護保険の施設サービスの利用者に対して、サービスの利用状況と利用意向を探り、サービス水準の目標設定やサービスと保険料の妥当性などに関する検討を行うための基礎資料とする。
調査対象	介護保険施設サービスを利用する第1号被保険者 500名 平成19年9月30日現在で施設サービスを受けている方から無作為抽出
調査方法	郵送配布—郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：500 有効回収数（率）：366（73.2%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 身体状況 3. 入所までの期間等 4. 施設での生活・サービス 5. 介護保険 6. 高齢者の権利擁護 7. 介護者の状況・意向

④介護保険サービス未利用者調査

調査目的	介護保険サービス未利用者に対して、未利用であった理由と、今後の意向について把握し、適正なサービス利用につなげる方策を探るための基礎資料とする。
調査対象	介護保険サービス未利用者 500人 平成19年9月30日現在で市内に居住する要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用していない第1号被保険者から無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：500 有効回収数（率）：371（74.2%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 医療の状況 3. 介護保険サービスの利用 4. 介護保険 5. 保健福祉サービス 6. 高齢者の権利擁護 7. 市への要望 8. 介護者の状況・意向

⑤居宅介護支援事業者調査

調査目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者の居宅介護計画（ケアプラン）を作成している事業所に対し、事業所の実情や、今後の事業展開、市への意見や要望等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策を検討するための基礎資料とする。
調査対象	府中市の要支援・要介護認定者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所 45事業所
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：45 有効回収数（率）：41（91.1%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所プロフィール 2. 事業の状況 3. 質の向上への取組 4. ケアマネジメント 5. 今後の事業運営 6. 要望

⑥ 予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供事業者調査

調査目的	市内に事業所を設置し、市内在住の高齢者に予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供している事業所に対し、事業所の実情や、今後の事業展開、市への意見や要望等を把握し、介護保険制度の適切な運営に向けた方策を検討するための基礎資料とする。
調査対象	市内で事業を展開している予防・居宅介護サービス提供事業者及び施設サービス提供している事業所 100 事業所
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状 1 回送付）
調査時期	平成 19 年 10 月 9 日～10 月 26 日
配布・回収数（率）	配布数：100 有効回収数（率）：79（79.0%）
調査項目	1. 事業所プロフィール 2. 今後の事業運営 3. 質の向上への取組 4. 要望

(3) 障害者福祉分野

①障害のある人の調査

調査目的	障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、府中市福祉計画（障害者計画）の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象	<p>①身体障害者 身体障害者手帳所持者 2,100人 市内に居住する身体障害者手帳所持者より、年齢構成等を考慮し以下の順に2,100人を抽出 ①全体より1,900人を無作為抽出 ②0～17歳100人を無作為抽出 ③18～59歳100人を無作為抽出</p> <p>②知的障害者 愛の手帳所持者 500人 市内に居住する愛の手帳所持者より無作為抽出</p> <p>③精神障害者 精神障害のある方300人 精神障害のある方のうち市内の関係施設、団体及び医療機関を通じて調査可能な方 ※郵送による調査実施が適切ではないと考えられ、また、自宅へ引きこもるなど閉鎖的な状況にある方への調査票の配布が困難であることなどから、上記「調査可能な方」へ調査票を配布した。したがって、本調査結果には、すべての精神障害のある方の現状把握や意見の反映ができていない点はご了承ください。</p>
調査方法	郵送配布—郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	<p>①身体障害者 配布数：2,100 有効回収数（率）：1,604（76.4%） ②知的障害者 配布数：500 有効回収数（率）：365（73.0%） ③精神障害者 配布数：300 有効回収数（率）：138（46.0%） ※精神障害者については、市内の関係施設、団体及び医療機関を通じた配布・回収のため、配布数、回収率は参考数値である。</p>
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 住まい 3. 日常生活 4. 日ごろの活動 5. 就労 6. 地域生活 7. 情報機器の利用 8. 防災・防犯 9. 医療 10. 共生社会 11. 施策 12. 保護者の状況

②難病患者調査

調査目的	本調査は、障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、府中市福祉計画（障害者計画）の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象	指定疾病者福祉手当受給者 300人 市内に居住する指定疾病者福祉手当受給者より無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：300 有効回収数（率）：249（83.0%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 日常生活 3. 日ごろの活動 4. 就労 5. 地域生活 6. 情報機器の利用 7. 防災・防犯 8. 医療 9. 共生社会 10. 施策

③障害者福祉団体調査

調査目的	市内の障害者福祉団体（当事者団体、家族会）における活動の現状と課題、他団体との交流・協力、障害者福祉に関する意見や要望を把握することにより、計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象	市内の障害者福祉団体（当事者団体・家族会） 9団体
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成19年10月9日～10月26日
配布・回収数（率）	配布数：9 有効回収数（率）：8（88.9%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動状況 2. 交流・協力について 3. 障害福祉施策について

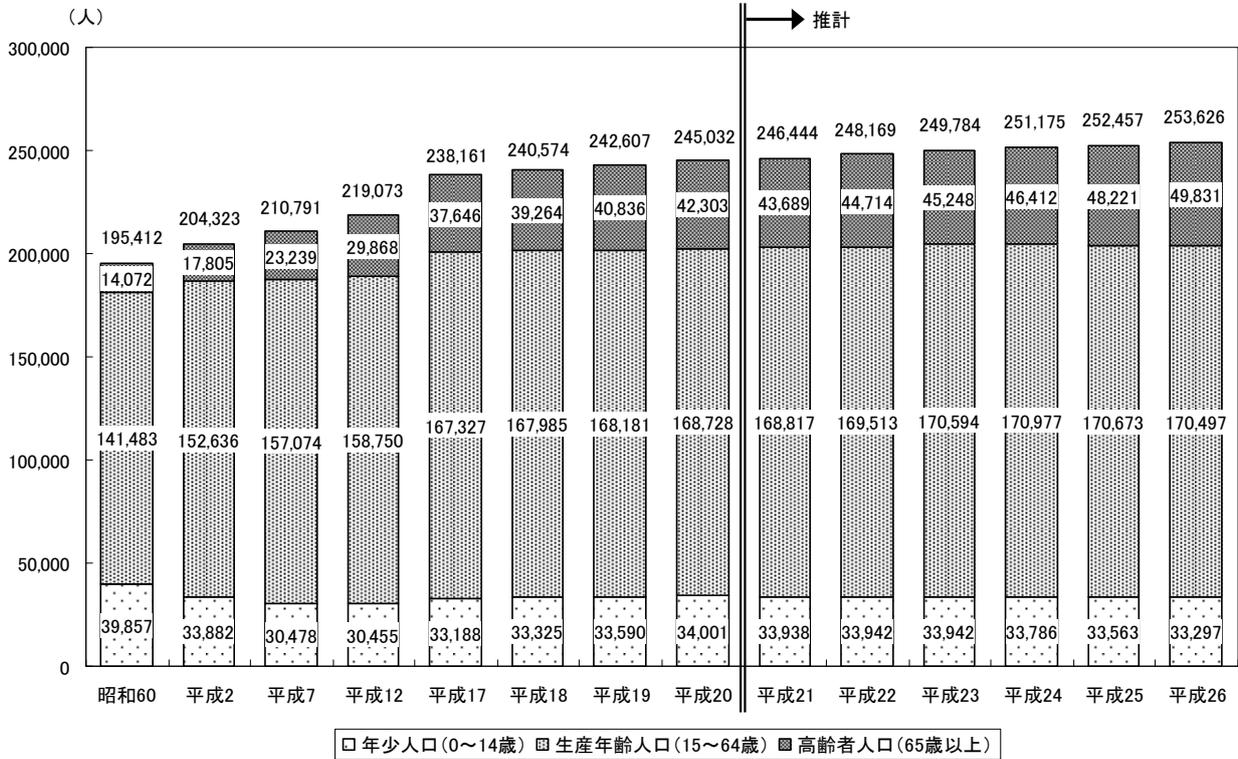
④障害者福祉施設調査

調査目的	市内の障害者福祉施設における新たな体系への移行、今後の事業運営に対する考え方、サービス提供体制を把握し、サービスの見込量を算出するための参考資料とする。
調査対象	市内の障害者福祉施設 37 施設
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成 19 年 10 月 9 日～10 月 26 日
配布・回収数（率）	配布数：37 有効回収数（率）29（78.4%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 活動状況2. 新たな体系への移行3. 今後の事業運営4. 利用者本位の仕組み5. 力を入れている点6. 市への要望

3 府中市の福祉を取り巻く現状 統計資料

①人口

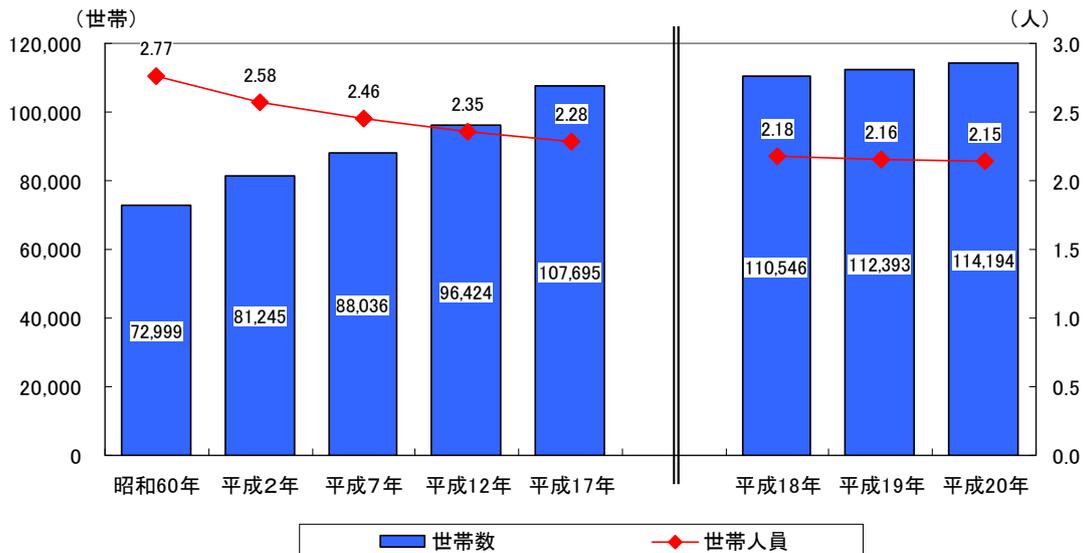
図表 人口の推移・推計（府中市）



出典：昭和60年～平成20年までは住民基本台帳（4月1日現在）
平成21年以降は府中市推計による

②世帯

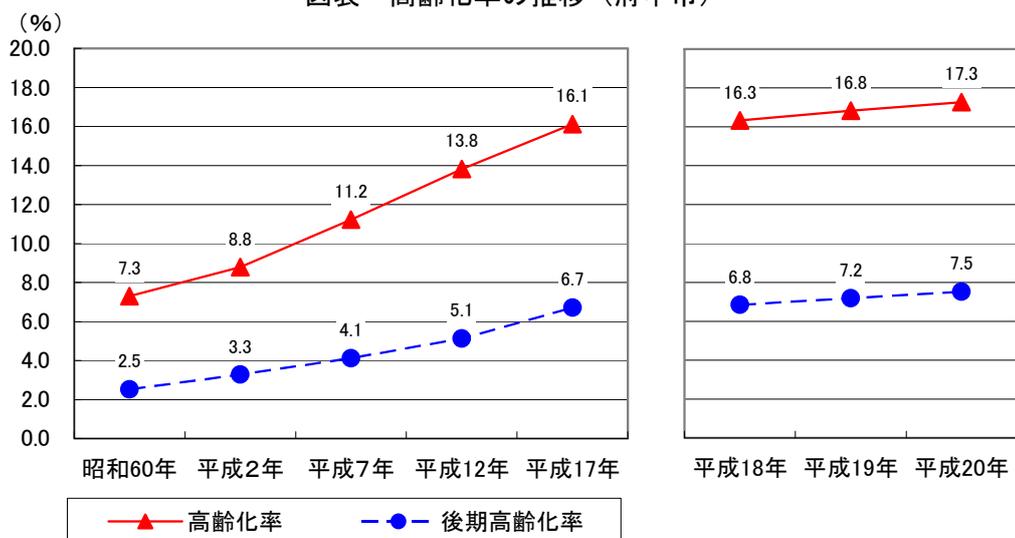
図表 世帯数及び世帯人員の推移（府中市）



出典：昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

③高齡化

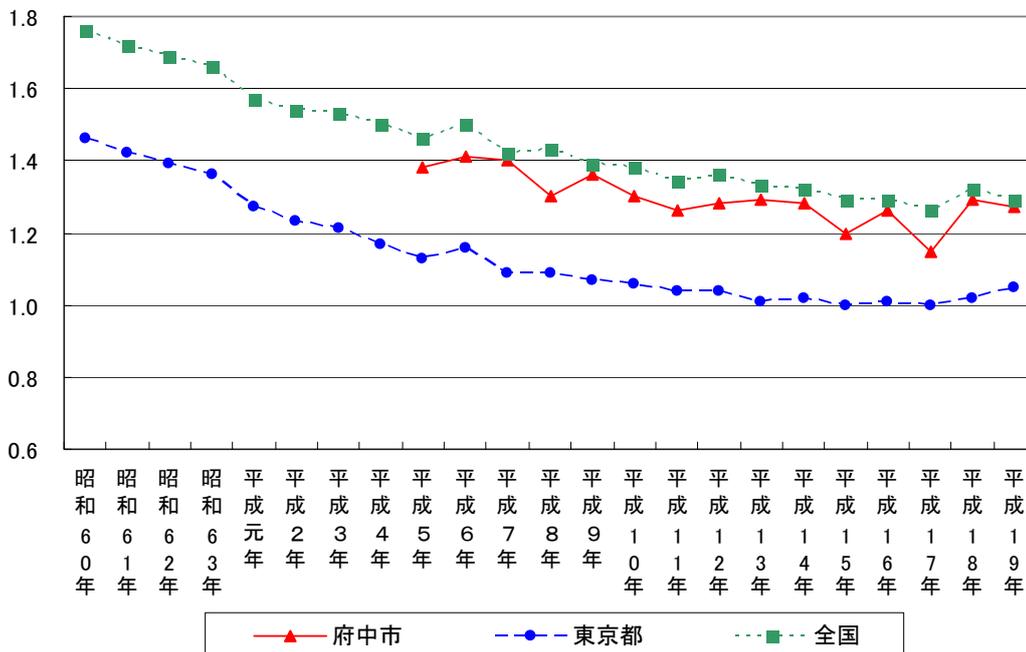
図表 高齡化率の推移（府中市）



出典：昭和60年から平成17年は国勢調査
平成18年から平成20年は住民基本台帳人口

④少子化

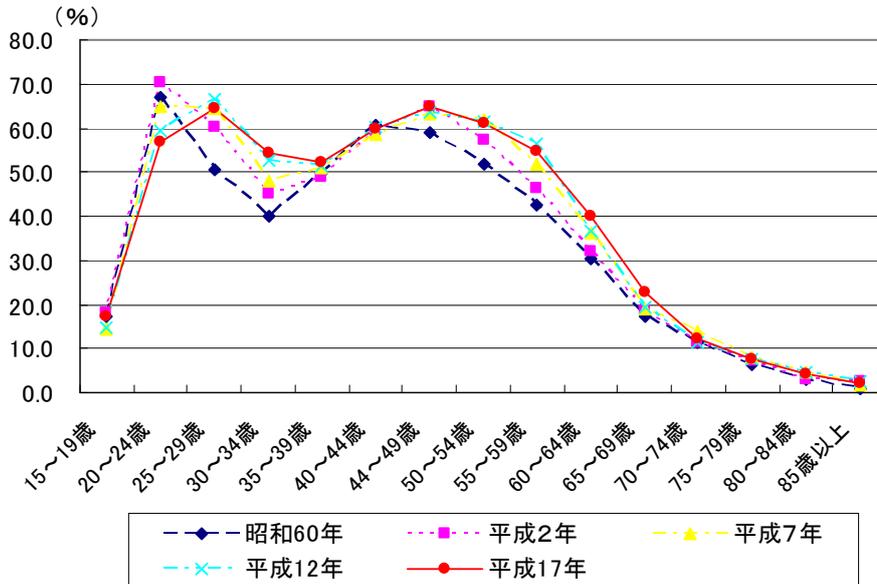
図表 合計特殊出生率の推移（国、東京都、府中市）



出典：人口動態統計

⑤女性の労働力率

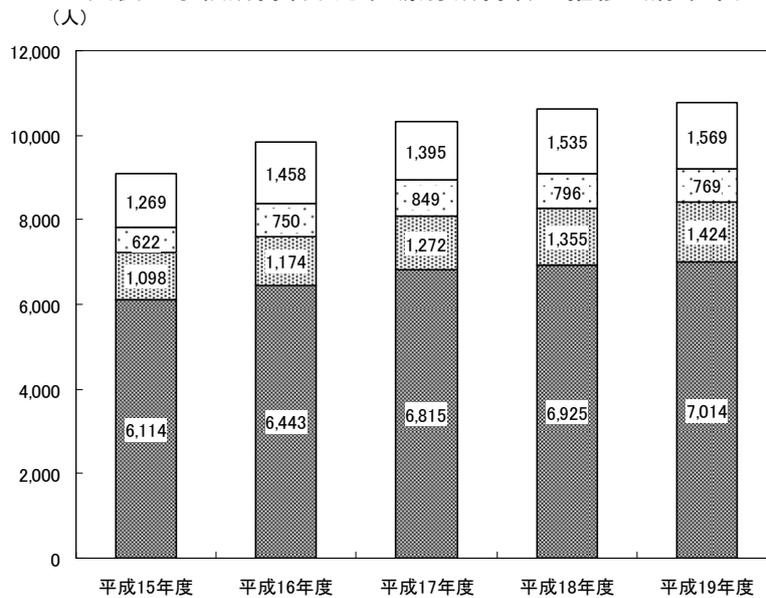
図表 女性の労働力率の推移（府中市）



出典：国勢調査

⑥障害のある人

図表 手帳所持者及び医療券所持者の推移（府中市）



■ 身体障害者 □ 知的障害者 □ 精神障害者 □ 難病患者

(人)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
手帳所持者	身体障害者	6,114	6,443	6,815	6,925	7,014
	知的障害者	1,098	1,174	1,272	1,355	1,424
	精神障害者	622	750	849	796	769
医療券所持者	難病患者	1,269	1,458	1,395	1,535	1,569
合計		9,103	9,825	10,331	10,611	10,776

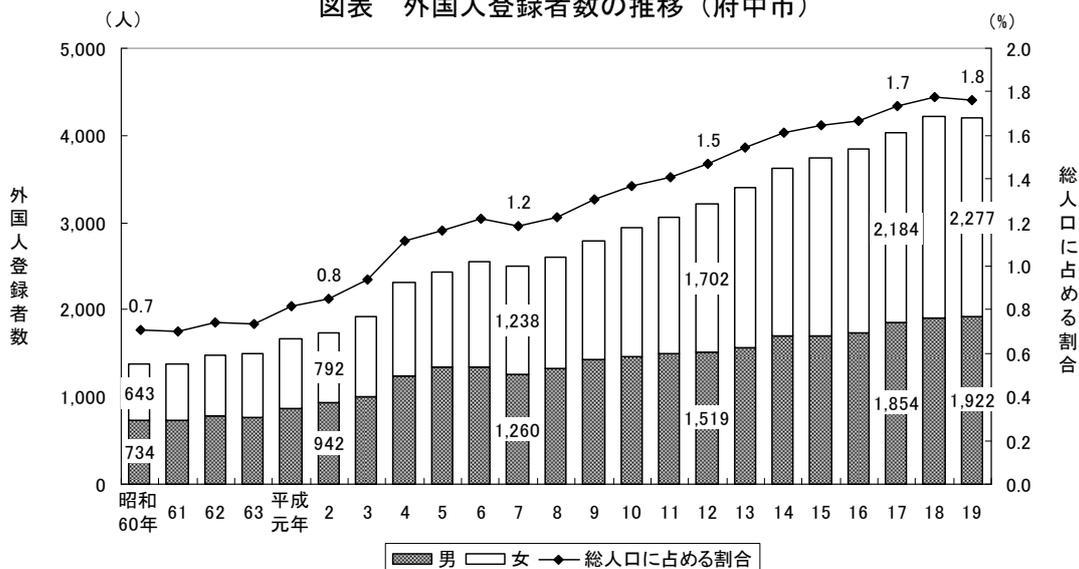
各年度3月31日現在

※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数

出典：府中市障害者福祉課資料(各年度3月31日現在)

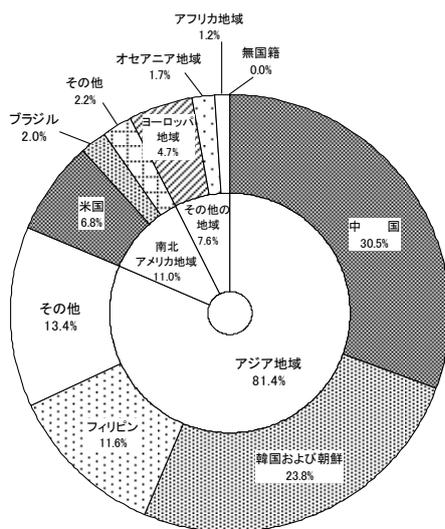
⑦外国人

図表 外国人登録者数の推移（府中市）



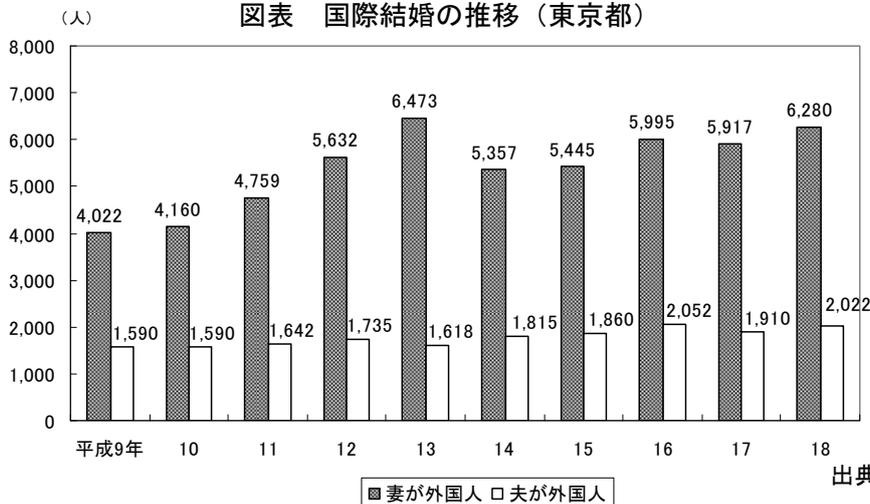
出典：府中市統計書（各年1月1日現在）

図表 外国人登録者の 国籍別内訳（府中市）



出典：府中市統計書

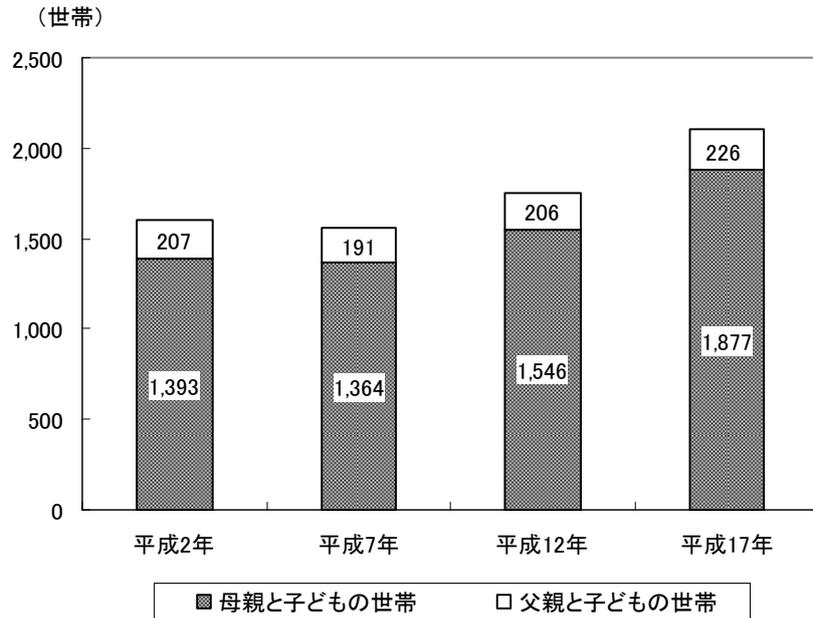
図表 国際結婚の推移（東京都）



出典：人口動態統計

⑧ひとり親世帯

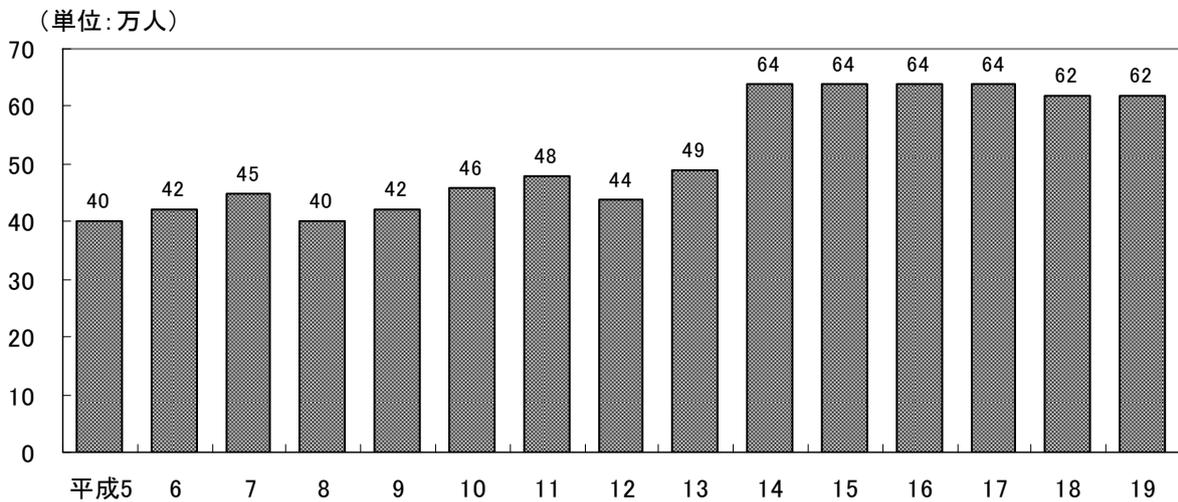
図表 ひとり親世帯の数（府中市）



出典：国勢調査

⑨ニート*（若年無業者）

図表 若年無業者の数（全国）



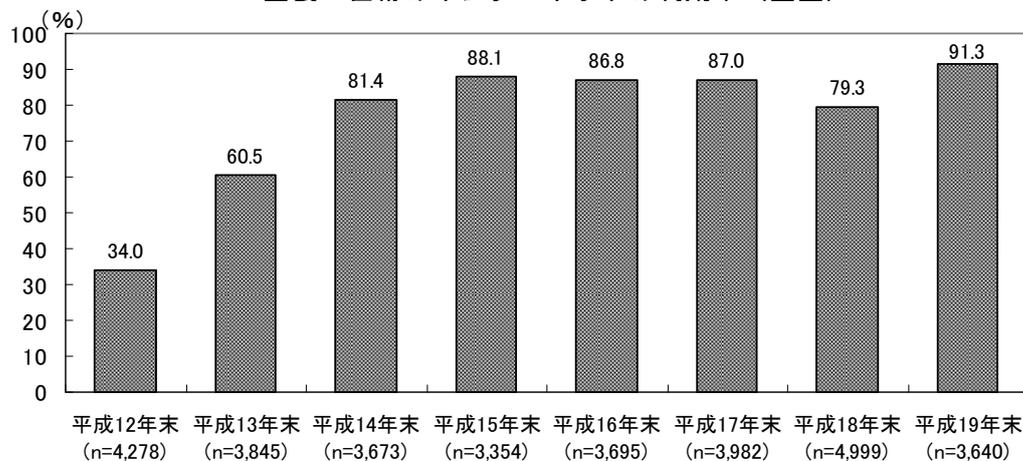
※ 平成13年までは「年齢を15歳～34歳に限定し、非労働力人口のうち、就業、就学、または職業訓練を受けていない15歳から35歳までの未婚者」として集計。平成14年以降はこれに「不登校」や「家事を行わない者」が付加されている

※ ニート：1999年にイギリスの報告書で用いられた「NOT IN EDUCATION, EMPLOYMENT OR TRAINING」(定義：「16～18歳の教育機関に所属せず、雇用されておらず、職業訓練に参加していない者」)に由来する言葉。国内では、厚生労働省により「若年無業者」として、「非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳、通学・家事もしていない者」(平成17年より「学籍はあるが、実際は学校に行っていない人」「既婚者で家事をしていない人」が追加された)と定義されている。

出典：労働経済白書(厚生労働省)

⑩情報化の進展

図表 世帯のインターネットの利用率（全国）



※ 平成17年末までは、家族の誰かが過去1年間にインターネットを利用したかどうか(利用機器、場所、目的を問わない)についての設問に対して、「利用した」旨回答した世帯の割合。平成18年末以降は、平成17年末以降までと同様の設問がないため、『「自宅」で「パソコン」を使ってインターネットを利用したことがある人が少なくとも1人は居る世帯にお尋ねします。』又は『インターネットを利用したことがある人が少なくとも1人はいる世帯にお尋ねします。』と設問文において回答者を限定した設問に解答した世帯の割合。
質問方法が異なっているため、平成17年末までの数値と平成18年末以降の数値の比較には注意を有する。

出典：平成19年情報通信利用動向調査報告書

⑪自治会

図表 自治会と加入世帯数（府中市）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
自治会数	388	391	391	390	391	399	399
世帯数	70,282	69,910	70,578	69,785	70,489	70,637	71,609

出典：府中市統計書

⑫ボランティア*団体・NPO*

図表

府中ボランティアセンターに登録している
府中市のボランティア団体数（府中市）

活動分野	団体数
高齢者関連支援／交流	7
障害者関連支援／交流	5
児童関連支援／交流	6
環境関連支援／交流	2
国際交流関連支援／交流	1
その他支援／交流	21

出典：府中ボランティアセンター資料
(ボランティアグループ団体・NPO*法人 活動紹介第3版)

図表

東京都に認証の府中市に事務所を置く
NPO団体数（府中市）

東京都認証のNPO*団体	団体数
府中市に事務所を置くNPO*	69
活動分野	
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	38
6 災害救援活動	5
7 地域安全活動	11
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	7
11 子どもの健全育成を図る活動	35
16 消費者の保護を図る活動	6

※活動分野は重複あり／地域福祉に関連する分野のみ抜粋
出典：東京都ホームページ(平成20年9月30日現在)

⑬文化センター事業への市民参加

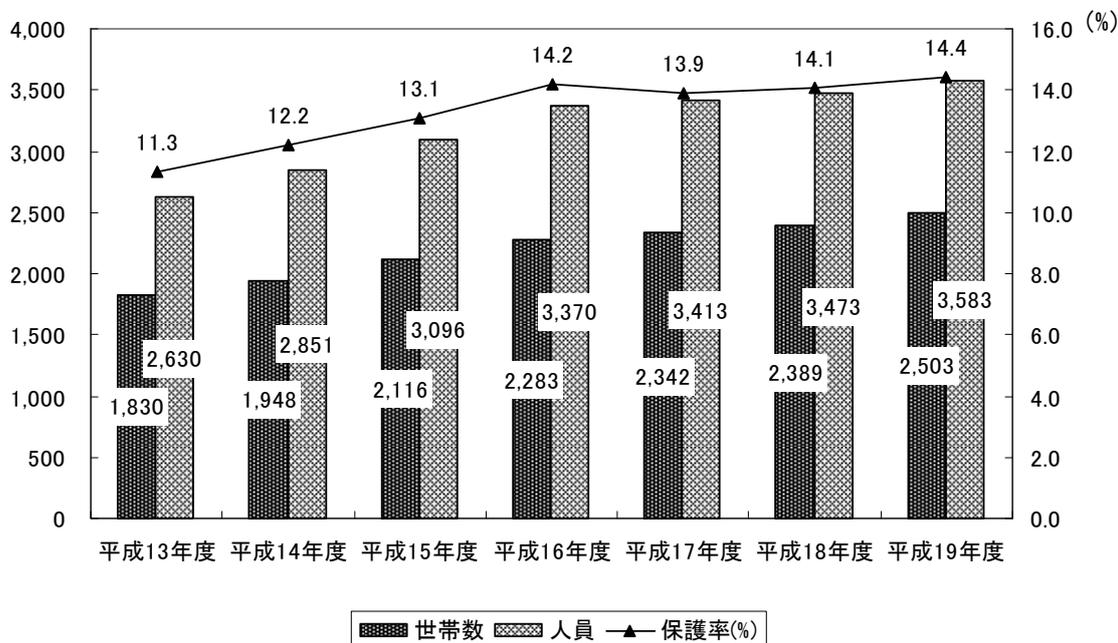
図表 文化センター圏域対象事業（府中市）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
開催数(回)	4,659	4,714	4,878	4,862	4,929	4,794
参加者数(人)	351,944	337,102	344,853	357,471	358,591	354,196

出典：府中市統計書

⑭生活保護世帯

図表 生活保護世帯の推移（府中市）



年度	世帯数	人員	保護率(%)	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他世帯	合計
平成13年度	1,830	2,630	11.3	672	203	584	203	168	1,830
平成14年度	1,948	2,851	12.2	703	211	625	214	195	1,948
平成15年度	2,116	3,096	13.1	731	230	702	234	219	2,116
平成16年度	2,283	3,370	14.2	776	253	740	249	260	2,278
平成17年度	2,342	3,413	13.9	803	256	740	258	281	2,338
平成18年度	2,389	3,473	14.1	836	248	708	281	308	2,381
平成19年度	2,503	3,583	14.4	850	257	751	298	347	2,503

⑮高齢者虐待

図表 養護者による高齢者虐待の状況（全国）

●相談・通報・対応件数

平成 19 年度、全国 1,816 市町村で受け付けた相談通報総数 19,971 件

●虐待判断事例

訪問調査等で事実確認がとれ、虐待を受けた又は受けたと判断した事例 13,273 件

●虐待種別・類型

表 虐待の種別・類型(複数回答)

	合計	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	20,789	8,461	3,717	5,089	96	3,426
%	-	63.7	28.0	38.3	0.7	25.8

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例件数 13,273 件と一致しない。

(注 2) %は虐待判断事例件数 13,273 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

●被虐待・高齢者

表 被虐待高齢者の性別

	合計	男	女	不明
人	13,727	3,073	10,626	28
%	100.0	22.4	77.4	0.2

表 被虐待高齢者の年齢

	合計	65～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90 歳以上	不明
人	13,727	1,373	5,197	5,538	1,394	225
%	100.0	10.0	37.9	40.3	10.2	1.7

(注) 1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し、被虐待高齢者人数は 13,727 人であった。

●虐待者

表 虐待者の被虐待高齢者との続柄

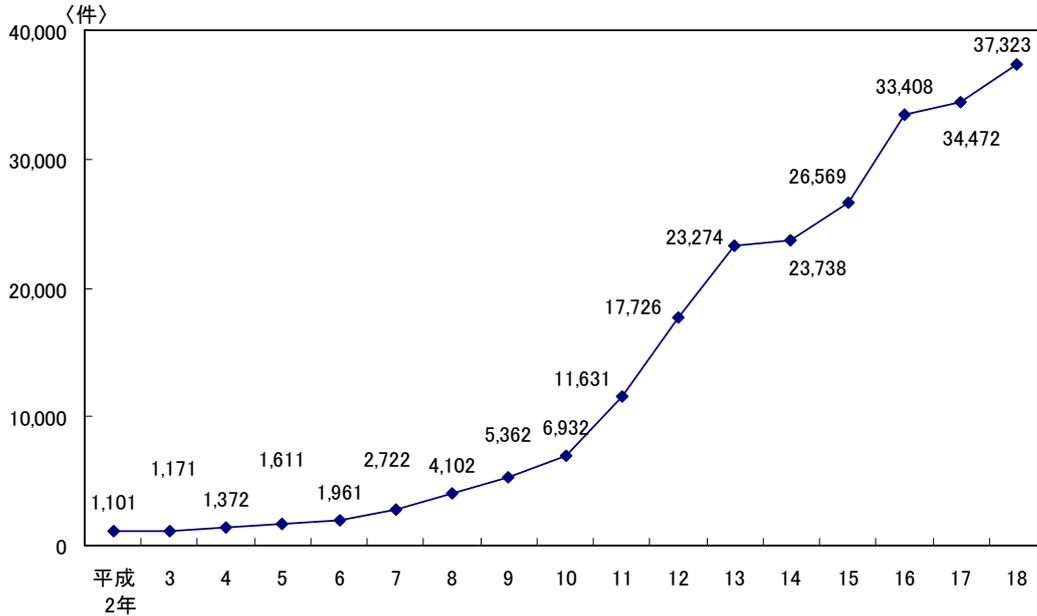
	合計	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明
人	14,776	2,338	728	5,994	2,212	1,456	332	271	661	688	96
%	100.0	15.8	4.9	40.6	15.0	9.9	2.2	1.8	4.5	4.7	0.6

(注) 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し、虐待者人数は 14,776 人であった。

出典：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査
(平成 19 年度)厚生労働省

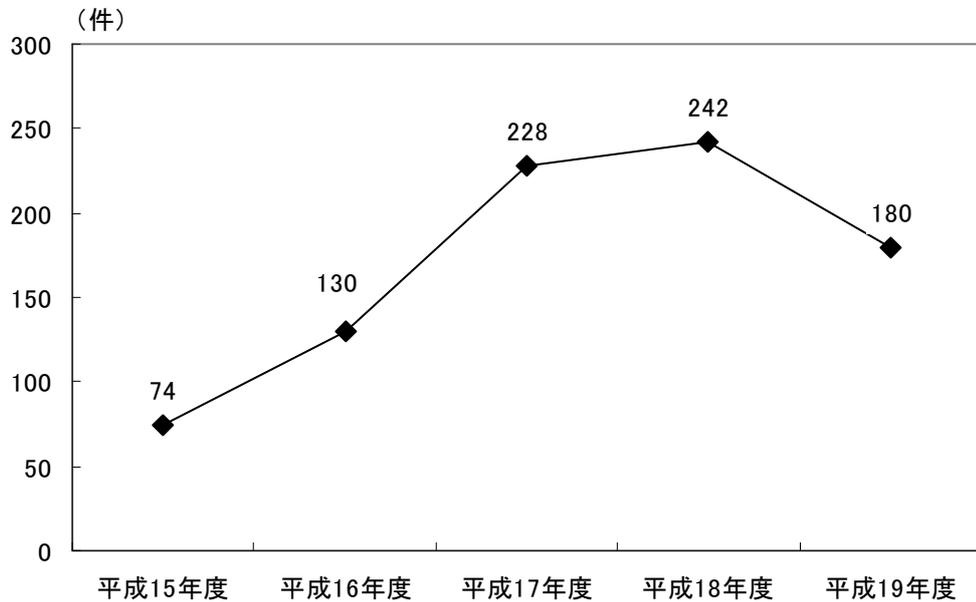
⑩児童虐待

図表 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



※平成16年10月の改正児童虐待防止法の施行により、通告対象の範囲が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大された。
資料：厚生労働省

図表 府中市における児童虐待に関する新規相談件数（府中市）



※子ども支援センターたちは平成17年3月に開設している。
資料：府中市子ども家庭部子育て支援課

4 用語集

ア行

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的なサービスのこと。公的機関が行う制度に基づいたサービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として使われる。インフォーマルサービスでは要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組が可能である点の特徴といえる。(※)

NPO (Nonprofit Organization)

民間非営利組織といわれるもので、府中市社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。日本では、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの団体にも法人格の取得が可能となり、その活動の推進が図られている。(※)

応能負担

所得などによる各人の負担できる能力に応じて、受けたサービスの費用を負担する方式である。負担能力のない人、低所得の人には税金や社会保険料等を減免し、所得の高い人にはより高い負担率を課すことによって、所得を再配分する機能を持つ。

カ行

介護保険サービス

介護保険のサービスでは、要介護者対象を対象としては、居宅サービス(12種類)、地域密着型サービス*(6種類)、施設サービス(3種類)があり、要支援者を対象としては、介護予防サービス*(12種類)、介護予防地域密着型サービス(3種類)に区分される。

介護保険特別給付

介護給付は居宅サービス、地域密着型サービス*、施設サービス、居宅介護支援に分けられるが、他に市町村独自の給付である特別給付がある。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法の理念を徹底する考え方である。(※)

介護予防サービス

介護保険で要支援と認定された人に提供される。①介護予防訪問介護、②介護予防訪問入浴、③介護予防訪問看護、④介護予防訪問リハビリテーション、⑤介護予防居宅療養管理指導、⑥介護予防通所介護、⑦介護予防通所リハビリテーション、⑧介護予防短期入所生活介護、⑨介護予防短期入所療養介護、⑩介護予防特定施設入居者生活介護、⑪介護予防福祉用具貸与、⑫特定介護予防福祉用具販売の12種類がある。

介護予防推進センター

介護予防の中心拠点として平成18年4月に開設。介護予防の普及啓発、介護予防健診、介護予防教室に加え、介護予防に関する人材育成や情報提供などを行い地域の介護予防活動の支援を行う。

介護予防コーディネーター（略称KC）

地域の介護予防の拠点の在宅介護支援センター*に平成17年4月に配置。老人クラブなど既存団体への介護予防普及啓発、介護予防健診、教室参加後の自主グループ育成支援、新たな資源開発など、地域密着の小回りのきく機能を発揮し活動。介護予防推進センターと地域をつなぐ役割も果たす。

介護療養型医療施設

介護保険施設のひとつである。療養病床等を有する病院または診療所であって、都道府県知事の指定を受けたものを指定介護療養型医療施設という。入院している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険施設のひとつである。老人福祉法に規定される特別養護老人ホームであって、入所定員30人以上で都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設という。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

介護老人保健施設

介護保険施設のひとつである。要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理のもとにおける介護および機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設で、都道府県知事の開設許可を受けたもの。

キャラバンメイト

ボランティアで認知症サポーター*養成講座の講師をする人のこと。専門的知識のある人で、キャラバンメイト養成研修を終了した人。

QOL

Quality of life。「生命の質」、「人生の質」としてQOLが唱えられている。日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動、家庭等非物質的側面も含め、障害のある人の社会生活の質的向上をめざす概念である。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法である。(※)

高齢者の場合、介護保険その他の保健・医療・福祉にわたるサービスを、総合的・一体的・効率的に利用できるよう支援するサービス提供の手法をいう。居宅サービスでも施設サービスでも実施される。介護保険制度においては居宅介護支援または介護予防支援のサービス名称で、介護支援専門員（ケアマネジャー）または看護師等が実施する。

後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷または死亡に関して必要な給付を行う制度。費保険者は75歳以上の者および65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある者。(※)

高次脳機能障害

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている

工賃倍増5カ年計画

障害のある人が地域で経済的に自立して生活する上では、福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要であるため、「障害者自立支援法」の施行を踏まえ、平成19年度より「工賃倍増計画支援事業」を創設。

同事業では、都道府県ごとに工賃倍増を図るための具体的方策を定めた「工賃倍増計画」が策定され、5年後には現状の工賃の倍増をめざすこととしており、平成19年2月に取りまとめられた「成長力底上げ戦略」においては、「工賃倍増5カ年計画」による福祉的就労の底上げ」として位置づけられている。

サ行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々である。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児を対象にしている。

在宅介護支援センター

老人福祉法において老人介護支援センターと呼ばれる老人福祉施設のひとつである。要援護高齢者やその家族などに対し、医療・保健・福祉の専門家が在宅介護を中心とした総合的な相談に応じ、個々の生活ニーズに対応した保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように、行政機関、居宅介護支援事業所、サービス提供機関などとの連絡調整などを行う。

就労支援事業

障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援等を行う事業

小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスのひとつ。居宅要介護者を対象に、その心身の状況や置かれている環境や選択に応じて、訪問、通所または泊まりにより、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。2005年の介護保険法改正により創設された。

ジョブコーチ

ジョブコーチとは、障害のある人の就職や職場定着を支援するために、職場での作業適応支援や、通勤・コミュニケーションの支援及び職場内の環境調整などを行うものを指す。

国の制度として実施しているジョブコーチは、職場適応援助者と称しており、配置型職場適応援助者、第1号職場適応援助者及び第2号職場適応援助者があり、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において、養成のための研修を実施している。

東京都では、平成20年度から東京ジョブコーチ支援事業がはじまっている。東京都の補助を受け、東京しごと財団が養成のための研修、認定、登録を実施している。

シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づき、おおむね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。都道府県知事の指定により、市町村に1ヶ所設置されている。

スクリーニング

社会福祉サービスに対する申し込みや申請が多い時、一定の要件や基準からサービス供給をふるい分けること。(※)

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を後見人などが補っていくことによって、法的に保護する制度。平成 11 年の民法などの改正により平成 12 年に施行された。

全国キャラバンメイト連絡協議会

全国キャラバンメイト連絡協議会は、都道府県、市区町村など自治体と全国規模の企業・団体等と協催で認知症サポーター養成講座の講師役（キャラバン・メイト）を養成している。養成されたキャラバンメイトは自治体事務局等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催している。

ソーシャルインクルージョン

社会的包含。自立生活上何らかの支援を必要としている人々を社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方で、社会から疎外・排除されている人々を地域社会の仲間として受け入れていこうとする概念である。

ソーシャルワーカー

社会福祉関係の施設や機関、学校、医療機関などで、利用者およびその家族、グループ、一定の地域などを対象として、相談援助業務に従事し、社会資源の活用、情報提供、関係機関との連携や調整などによって問題解決に当たる社会福祉の専門職。

夕行

地域支援事業

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業

地域自立支援協議会

相談支援体制の構築を始め、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会をつくるために、地域の関係者が協同して、問題の解決をめざしていく場である。地域自立支援協議会の主な機能は、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善等である。

地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口 2 万～3 万人につき 1 か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成 17 年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護がある。（※）

東京都地域ケア体制整備構想

10 年後の東京を見据え、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できる社会の実現をめざして、地域ケアの拠点となる地域包括支援センターをサポートするとともに、医療・介護・住まいと見守り等のネットワーク構築などサービス基盤の充実に向けた施策の方向性を示す構想で、平成 19 年 12 月に発行された。

特定健診

メタボリックリックシンドロームの状態を早期に見つけるための健康診査。国の特定健康診査等基本方針に即して各保険者が作成する特定健康診査等実施計画に基づき、40 歳以上の被保険者及びその被扶養者を対象に行われる。（※）

特定高齢者

要支援・要介護状態に陥るおそれの高い虚弱高齢者と認められる 65 歳以上の者。介護予防ケアマネジメントが実施される。（※）

特定施設入居者生活介護

介護保険の居宅サービスのひとつである。都道府県の指定を受けた定員 30 人以上の有料老人ホームなどで、介護保険による要介護認定を受けた入居者に入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を提供すること。要支援と認定された者を対象とするサービスは介護予防特定施設入居者生活介護という。

特定保健指導

特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対して、行われる保健指導。保健指導に関する専門的知識及び技術を有する医師、保健師、管理栄養士により行われる。（※）

ナ行

難病患者

治療方法が確立していない原因不明の病気で後遺症を残す可能性の高い病気にかかっている人のこと。症状が慢性化することが多く、経済的・精神的負担が大きいといわれている。（一部には障害の認定を受ける人もいる。）

ニート

NEET (Not in Employment, Education or Training)。直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」。英国で名づけられた。

「若年無業者」を「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない 15～34 歳の個人」と定義している。また、「ニート」とは若年無業者のうち「非求職型および非希望型」、つまり「就職したいが就職活動していない」または「就職したくない」者としており、日本で「ニート」というと大抵はこの意味で用いられるのが一般的である。

認知症サポーター

厚生労働省では、2005 年 4 月から「認知症を知り地域を作る 10 ヶ年」の構想をスタートさせた。「認知症サポーター100 万人キャラバン」はその一環の事業で、地域で暮らす認知症の人や家族を見守る応援者である「認知症サポーター」を 100 万人養成しようという全国的な取組。認知症サポーターは何かを特別にやるというものではなく認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。講座を受けると認知症サポーターの印として、プレスレット（オレンジリング）が配られる。認知症サポーターは 2008 年 5 月末現在約 49 万人となっている。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

介護保険の地域密着型サービスのひとつ。認知症の状態にある要介護者が地域の共同の住居において、家庭的な雰囲気の中で各自が持つ能力に応じて自立した共同生活が送れるよう、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供する。

ノーマライゼーション

わが国の障害者基本計画では「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

1950 年代、デンマークの知的障害者の子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、提唱者のバンク・ミケルセンを「ノーマライゼーションの父」と呼んでいる。

八行

発達障害

発達障害にはさまざまな定義があるが、発達障害者支援法では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害ならびに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。(※)

発達障害者支援法〔平成16年法律167号〕

発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。(※)

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

ピアカウンセリング

仲間同士の助言・指導・相談。経験と見識をもつ障害のある人自らが、自己体験に基づいて問題を持つもの同士の相談に応じ、問題解決を図ること。

福祉サービス第三者評価制度

福祉サービス第三者評価制度は、福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的としている。

第三者の評価機関は、「利用者調査」と「事業評価」の2つの評価手法を用い評価する。「利用者調査」は利用者のサービスに対する意向や満足度を把握することを目的とし、「アンケート方式」、「聞き取り方式」、「場面観察方式」の3つの方式を状況にあわせて使用し、実施する。「事業評価」は、事業者の自己評価や訪問調査等の過程を経て、その事業所の組織経営、マネジメントの力や現在提供されているサービスの質を評価する手法である。評価結果は、事業者情報とあわせて公表される。

ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉である。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

マ行**メタボリックシンドローム**

生活習慣病の高血圧、高脂血症、糖尿病の共通の原因として内臓脂肪型の肥満が注目され、そのためこれらの疾患を複数もっている状態をメタボリックシンドローム（代謝異常症候群）という。メタボリックシンドロームの人は狭心症、心筋梗塞、脳卒中を発症しやすいとされ、その予防が課題となっている。（※）

ヤ行**ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって快適な環境をデザインすること（提唱者はノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス等）。バリアフリーとの違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールをめざすが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえる。

要約筆記

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション支援手段ひとつとして、話し手の内容を筆記して聴覚に障害のある人に伝える方法のことです。

ラ行**ライフステージ**

人生のある時期。年齢の段階。

（※）については「介護福祉用語辞典 四訂」中央法規出版から引用しています。